

TAC行政書士講座

令和4年度 本試験分析会

《セミナーの内容》

1. 令和4年度・本試験の出題傾向（講評）
2. 令和5年度・本試験予測と試験対策法
3. 本試験結果から考えるTACの講座選択

1. 令和4年度・本試験出題傾向（講評）

【速報値】TACデータリサーチの結果（記述式は除く）

	総合 （択一・多肢）	法令 （択一・多肢）	一般 （択一）	合格率
平成29年	161.47点	122.68点	38.79点	15.7%
平成30年	153.16点	118.42点	34.74点	12.7%
令和元年	152.19点	110.21点	41.97点	11.5%
令和2年	158.58点	115.36点	43.22点	10.7%
令和3年	159.61点	122.15点	37.50点	11.2%
令和4年	157.47点	117.84点	39.63点	？

【合格者・合格率】

	実受験者	合格者	合格率
平成29年度	40,449名	6,360名	15.7%
平成30年度	39,105名	4,968名	12.7%
令和元年度	39,821名	4,571名	11.5%
令和2年度	41,681名	4,470名	10.7%
令和3年度	47,870名	5,353名	11.2%
令和4年度 （予測）	46,000名？	5,000名？	11.0%？

令和４年度 本試験講評

１．総 評

出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。ただ、例年に比べて総ページ数が５１ページと少なく、時間的にもある程度余裕をもって回答できたのではないかと思います。

内容的には、基礎法学－やや難、憲法－標準、行政法－易、民法－難、商法－難、多肢－やや難、記述－易、一般知識－易。といったことでしょうか。

法令科目択一では、得点のおよそ半分を占める行政法と記述が得点できる問題である反面、民法・商法に難問が多かったといえ、法令科目全体をならしてみた場合には標準的な問題といえます。ただし、得点源となる行政法・記述式で得点できないと、民法と商法で挽回することが難しく、行政法と記述式が合否を左右するポイントとなります。正答率60%以上の問題（23問）を確実に正解し、正答率50%～60%の問題（7問）のうち半分の3～4問、合計26問～27問正解することが理想です。また易問と難問の差が極めてはっきりしており、難問をいかに避けて通るかも重要なポイントといえるでしょう。

一般知識に関しては、文章理解の3問が例年通り易しかったといえます。3問全問正解したいところです。また、情報系については、個人情報保護法からの出題は1問でやや難問でしたが他の情報通信に関する問題が易しく2問正解したいところです。社会系の問題も常識的な観点から得点できるものが多く5問は正解したいところです。一般知識でも9問～10問程度の正解は可能で、基準点をクリアすることは容易だと思われます。

以上を踏まえて、合格ラインとしては、法令択一問題を23問正解で92点。多肢選択式を空欄7つ正解で14点。記述式で34点。一般知識は10問正解で40点。合計180点。これが合格条件のといえるでしょう。

全体の合格率の予想ですが、現時点では昨年の11.18パーセント程度、10～12パーセント程度の合格率になるのではないかと予想します。

【各問題の難易度は以下の基準で設定しています】

正答率	難易度
80%以上	易
60%以上～80%未満	標準
40%以上～60%未満	やや難
40%未満	難

※この講評で使用している各問題の正答率は、TACデータリサーチの結果（速報値）です。

2. 法令・5肢択一式 やや難

【基礎法学】やや難

問題 1	基礎法学（大陸法系と英米法系の裁判観）	31%難
問題 2	基礎法学（法律用語）	67%標準

難しい問題です。問題 1 は得点できなくても問題ありません。問題 2 は、現場思考で得点したいところ。1 問得点できれば理想的です。

問題 1。大陸法系と英米法系の裁判観に関する問題。論理的思考が試される難しい問題でした。空欄ウ・エを論理的に埋めていくことになるため、どうやって時間をかけずに解くかがカギです。問題 2 は、法律用語からの出題です。行政書士試験で一般的に使用する言葉ではないので難問の部類といえます。ただし、肢ア・ウともに「主観的要素が含まれない。」という点について、例外的に「主観的な要件」について一つでも思い出せれば「×」と判断でき、そのように答えを導いた方も多かったようです。

【憲法】標準

問題 3	憲法人権（表現の自由）公務員に対する表現	51%やや難
問題 4	憲法人権（職業選択の自由）医薬品ネット販売事件	26%難
問題 5	憲法人権（適正手続）	73%標準
問題 6	憲法統治（内閣の権限）	79%標準
問題 7	憲法統治（裁判の公開）	91%易

憲法は、いずれも典型テーマからの出題でした。全体的な難易度としても標準的かやや易しい問題といえます。問題 5～7 の 3 問を確実に正解し、できれば問題 3 も正解できれば理想です。

人権 3 問（問題 3～5）はいずれも判例問題でした。問題 3。表現の自由に関する出題です。判例から事例を想定させるという少し特殊な問題形式でしたが、判例が公務員を題材にしているため、肢 5 を選択するのは容易だと思われましたが、この点を正確に捉え切れず、肢 2～4 を選択した方も半数程度いらっしゃいました。問題 4。職業選択の自由に関する問題です。これは難問でした。判旨を相当読み込んでいないと正確に正誤判断することができない問題です。正答率も 30% を切りました。問題 5。適正手続に関する問題です。判例の標準的な知識ばかりですので、正答率もよかったです。この問題はぜひ得点したいところです。統治 2 問（問題 4・5）は、両問とも易しかったです。問題 6。内閣の権限に関する問題です。内閣が総辞職した場合の職務継続について、「内閣総理大臣が任命されるまで」というのは基本中の基本です。正答率も約 8 割です。問題 7。裁判の公開に関する問題です。傍聴人と証人の間の遮蔽措置については、現在も行われていることですから、違憲と判断されているはずがない、と考えれば、容易に肢 3 は正解できるでしょう。9 割以上の方が正解されています。

【行政法】易しい

行政法は易しい問題・標準的な問題が多く、正答率が60%を切る問題は4問しかなく、少なくとも15問は得点したいところです。難問といえる3問は失点してもよいでしょう。ただし、行政法で得点できないと、他の科目で挽回することが難しくなってくるので、行政法の択一で確実に15問得点できるかどうか、合格のための必要条件といえるでしょう。

《一般的な法理論》 問題8～10 やや難

問題8	行政法一般的な法理論（公法上の権利の一身専属性）	23%難
問題9	行政法一般的な法理論（行政契約）	82%易
問題10	行政法一般的な法理論（行政調査）	54%やや難

問題8～10の一般的な法理論。典型的な行政行為の問題はなく、行政契約・行政調査など、ややメインテーマを外した問題となりました。問題9と、できれば問題10の2問正解したい内容でした。

問題8の公法上の権利の一身専属性は判例知識があれば、空欄Bは肢エだと容易に判断できるのですが、そこで迷ってしまうと、論理的な思考で解くこととなり、時間がかかってしまう可能性があります。空欄Cも「社会保障的」なのか「国家補償的」なのか判断がつきづらく、やはり難問でした。判例知識の正確性がモノをいう問題といえます。正答率も行政法択一では一番低くなりました。問題9。行政契約に関する問題でしたが、肢ウのように、給水契約を拒む正答の理由という標準的な判例知識を問うような問題ばかりでしたので、正答率もよく、正解したい問題でした。問題10。行政調査に関する問題です。肢5は「罪刑法定主義」に思い至れば容易な問題でしたがやや正答率は低くなりました。

《行政手続法》 問題11～13 易しい

問題11	行政手続法（申請に対する処分）	91%易
問題12	行政手続法（不利益処分）	75%標準
問題13	行政手続法（届出）	76%標準

問題11～13の行政手続法。申請に対する処分。不利益処分。届出。いずれも典型テーマです。例年通り、行政手続法の3問は全問正解したいところです。

問題11と問題12は問われている知識は基本です。届出に関する問題13がやや難しいようにも感じますが、正解となる肢1は「届出」の定義を正確に覚えていれば正解できる問題です。

《行政不服審査法》 問題14～16 易しい

問題14	行政不服審査法（一般）	83%易
問題15	行政不服審査法（審理員）	84%易
問題16	行政不服審査法（教示）	77%標準

問題14～16の行政不服審査法。行政不服審査法は、条文知識を超えるところはなく、3問全問正解すべき問題でした。

問題14。審査請求手続に関する問題です。肢2の審理手続を終結した時、遅滞なく審理員意見書を作成し、速やかに事件記録とともに審査庁に提出、は基本です。正答率も80%を超えており、確実に正解すべき問題です。問題15。審理員に関する問題です。正解肢2の知識自体はやや迷うところもありますが、それ以外の選択肢は明らかに誤っていると判断できるものも多く、正答率も高くなりました。審理員の役割は行政不服審査法でも重要テーマですから、この問題も正解したい問題です。問題16。教示に関する問題です。肢1の口頭で行う処分には教示不要というのは教示の基本の基本です。正解したい問題です。

《行政事件訴訟法》 問題17～19 標準

問題17	行政事件訴訟法（総合問題）	42%やや難
問題18	行政事件訴訟法（抗告訴訟の対象・処分性）	83%易
問題19	行政事件訴訟法（処分無効確認訴訟）	72%標準

問題17～19の行政事件訴訟法。総合問題、処分性、総合問題、無効等確認訴訟と、いずれも条文・判例の基本知識を問う問題です。問題18・19を確実に正解し、少なくとも2問は正解したい問題でした。

問題17。行政事件訴訟の一般的な理解を問う問題です。知識の幅の広さが問われる問題といえますし、基本的な概念に関する理解を問う問題ですから、標準的な問題といえますが、不作為の違法確認訴訟（肢2・3）、当事者訴訟（肢5）の知識まで正確に抑えきれていないためか、正答率は低くなりました。問題18。処分性の重要判例に関する問題です。正解となる肢1でやや悩むかもしれませんが、他の肢はどれも重要判例ばかりですので、消去法でも答えを出せる問題です。正答率も高く、確実に正解すべき問題でした。問題19。処分無効確認訴訟に関する問題です。無効等確認訴訟と取消訴訟の違いを理解していれば、無効の行政行為には公定力が働かず、審査請求前置は不要という結論になります。暗記だけでなく、内容をしっかり理解しておくことで解答を導き出せることが分かります。

《国家賠償法》 問題20～21 易しい

問題20	国家賠償法（1条1項に関する判例）	93%易
問題21	国家賠償法（2条1項に関する判例）	70%標準

問題20～21の国家賠償法。国家賠償法1条1項と2条1項の判例問題という典型テーマからの出題でした。国家賠償法は2問とも正解したい問題だったといえます。

問題20は1条1項にからむ重要判例ばかりで易しく、確実に正解したい問題です。問題21は国賠2条の判例内容を掘り下げる問題でしたので難しさを感じる問題でした。ただし、肢エが明らかに誤っているという判断はできれば、肢エを含む選択肢2・4・5を切ることができ、その時点で1・3の二択に絞ることができます。また、ア・イのどちらが正しいかの判断ですが、こちらも肢イが「総合的な考察」という点で、間違いとはしばらく、肢3を正解とすることが比較的容易な問題でした。

《地方自治法》 問題22～24 標準

問題22	地方自治法（罰金・過料を定める条例制定）	83%易
問題23	地方自治法（住民監査請求および住民訴訟）	72%標準
問題24	地方自治法（都道府県の事務）	33%難

問題22～24の地方自治。自治立法、住民監査請求・住民訴訟、事務と基本テーマからの出題でした。地方自治法は、できれば2問は正解したい問題でした。

内容的にも問題22と23は比較的少ない学習量でも得点できた問題です。問題22。自治立法に関する問題です。肢3のように過料を定める際の上限が地方自治法においては設定されていることは基本知識です。正答率も高く、地方自治法の問題というよりも、行政法の一般的な法理論の問題として正解しなければならない問題といえます。問題23。住民監査請求・住民訴訟は地方自治法の中でも頻出テーマですので、準備されていた方が多かったようです。ただし、肢5が1行目で「怠る事実」と書いてあるので、出訴期間に制限はない、と引っかかった方もいるのではないかと思います。しかし本肢は、怠る事実に関して「監査の結果や勧告に不服がある場合」の住民訴訟ですので、出訴期間の制限はあります。読み飛ばしには十分注意しなければならない問題です。とはいえ正答率はよかったです。問題24。事務の関係に関する問題です。典型テーマではありますが、問われている内容は、なかなか手が回らない知識であって、比較的判断に迷うところかもしれません。ほかの肢も、問われている知識は細かく、消去法でも正解は難しいといえます。特に肢5を選択している方が5割を超えており、難問となりました。この問題は得点できなくてもしょうがないでしょう。

《行政法総合》 問題25～26 易しい

問題25	行政組織法（国家行政組織法）	97%易
問題26	行政法総合（国籍と住民）	91%易

いずれもごく基本的な問題といえます。2問とも正解したいところです。

問題25～26の行政法関連の判例問題。問題25。国家行政組織法に関する問題です。一見難しいように感じますが、空欄オが、「各省大臣は、国务大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。」という、一般常識的にも簡単な知識のみで、正解できる問題でしたので、正答率のほとんどの方が正解されていました。問題26。国籍と住民に関する問です。肢3以外は地方自治法の知識として基本ですし、肢3も行政組織に関する知識として基本です。こちらも正答率は非常に高くなっています。

【民法】難しい

民法は、例年通り難しい内容でした。総則が記述でも出題されたからか、択一は1問のみ。これに対して、債権からの出題が5問となりました。家族法分野では相続から1問です。非常に難問ぞろいでしたが、総則1問、物権1問、債権2問、合計9問中4問は正解できる問題でした。

《総則》 問題27 標準

問題27	総則（虚偽表示の無効を対抗できない善意の第三者）	68%標準
------	--------------------------	-------

この1問は確実に得点したい問題です。

問題27。総則は虚偽表示からの基本判例問題です。難しい判例はありません。

《物権》 問題28～29 やや難

問題28	物権各論（占有権）	57%やや難
問題29	担保物権（根抵当権）	66%標準

問題28～29。物権。今年も2問の出題です。即時取得の証明や、根抵当権の問題で、いずれも難問と思われましたが、比較的得点できていました。物権はどちらか1問は得点してほしい問題といえます。

問題28。占有権に関する問題です。肢2は証明が絡む問題でしたが、ほかの肢が、比較的易しかったためか、正答率は5割を超えました。ただし、事案の読み取りに時間がかかる問題でしたので、時間配分をどうするか、やや取り扱いの難しい問題だといえます。問題29。根抵当権に関する問題です。根抵当権は準備されていない方も多く、事例設定も複雑ですので、これも難問と思われましたが、肢4の担保は極度額に限られるという知識のみで解答でき、ほかの肢に惑わされることなく、正解できた方が多

かったといえます。こちらでも事例を読むのに時間がかかるので、うまく時間配分ができたかどうかのポイントです。

《債権総論》 問題30 やや難

問題30	債権総論（履行期限を徒過した場合の諸問題）	51%やや難
------	-----------------------	--------

問題30。債権総論は、記述式で1問出題があったためか、択一は1問のみの出題でした。できれば得点したい問題です。

問題30。債務不履行に関する問題です。正解肢5は条文問題ですが、やや細かい条文ですので、押さえられていたかどうかのカギとなります。肢3と迷うところですが、肢3を切るための知識も細かいので、やや難しい問題といえます。

《債権各論》 問題31～34 標準

問題31	債権各論（債務不履行を理由とする契約の解除）	89%易
問題32	債権各論（賃貸借契約）	89%易
問題33	債権各論（法定利率）	40%やや難
問題34	債権各論（不法行為）	28%難

問題31～34。債権各論から4問出題されました。問題31・32の2問は確実に正解すべき問題でした。

問題31。契約解除に関する問題です。テーマは典型ですが、一つ一つの選択肢を個別にみると、正誤判断に悩む肢も多かったのですが、正解となる肢5は、「制限されることがある。」という肢で、「制限されることが一つでも見つければ」正しい肢となるため、そのような形で判断された方が多いのではないのでしょうか。本試験では必要なテクニックですので、受験者の実力を感じました。正答率も90%近くあり、確実に正解したい問題となりました。問題32。賃貸借契約についての問題です。この問題は典型テーマですし、賃貸人たる地位の移転も頻出ですから、民法の中では標準的な問題といえます。確実に正解したい問題です。問題33。法定利率についての問題です。条文問題ですが、ここまで正確に押さええている方は少なかったのではないのでしょうか。その意味で難問といえます。問題34。不法行為に関する問題です。緊急避難・正当防衛という民法では細かい知識が問われました。肢4を正解として選んでいる方が50%を超えていますが、緊急避難、正当防衛の要件を押さえれば確実に切れる肢でした。ここで判断を間違えてしまい、肢5を正解にできなかった方も多かったのかもしれません。民法では一番の難問となりました。

《相続》 問題35 やや難

問題35	相続（相続総合）	58%やや難
------	----------	--------

問題35。昨年に引き続き相続からの出題でした。できれば得点したい1問です。

問題35。相続に関する知識を幅広く問う問題です。肢1が条文知識で正解ですが、難問といえます。ただし、肢2～5は、相続の基本知識を問うもので、極めて難しいといえる肢はなく、消去法によって、正解を導き出した問題といえます。

【商法】 問題36～40 難しい

問題36	商法総則（営業譲渡）	27%難
問題37	会社法（設立・発行可能株式総数の定め等）	59%やや難
問題38	会社法（株式・特別支配株主の株式売渡請求）	21%難
問題39	会社法（機関・公開会社における株主総会）	33%難
問題40	会社法（機関・会計参与）	56%やや難

今年の商法も難しい出題となりました難問もありました。正答率50%を超える問題37・40の2問のうち、1問正解できるかどうかというレベルです。

問題36は商号の問題です。基本問題で、比較的易しい問題と思われましたが、肢2を正解とした方が50%近くいらっしゃいました。難問です。問題37は設立にかかる発行済株式総数に関する問題です。肢2・3では、定款変更の要件が問われており、知識的にも標準的な問題といえます。この問題も得点したいところです。問題38は株式で特別支配株主の株式売渡請求という株式の中でもマイナーなテーマといえ回答も割れており、捨て問とした方も多いと思われます。超難問です。問題39。株主総会の問題です。議決要件が絡むところで、正確な知識を獲得しづらいところです。こちらも回答が割れており、見ただけで飛ばした方も多いという印象です。ただし、正解となる肢4は、検査役の選任は「裁判所」に対して行うという基本的な知識で正解できる問題でした。数字に気をとられることなく、簡単な内容の誤りを見逃さないようにできる力を磨けば得点することは難しくない問題といえます。正答率だけみれば難問ですが、内容的に正解を出すことはそれほど難しくない問題だったといえます。問題40。会計参与に関する問題です。会計参与は株主総会や取締役、監査役に比べるとマイナーですが、肢ウやエのような基本知識で解ける問題でした。難しい問題も多いだけに、この問題は正解したいところです。

3. 法令・多肢選択式 やや難

問題41	憲法統治（地方議会出席停止事件）	ア81%、イ42%、ウ36%、エ25%
問題42	行政法総合（情報公開法と行政手続法）	ア58%、 イ81% 、 ウ96% 、エ46%
問題43	国家賠償法（国家補償の谷間・予防接種禍）	ア81% 、 イ69% 、 ウ72% 、 エ84%

多肢選択式は、問題41は空欄イ・ウ・エ、問題42は空欄ア・エの正答率が低くなりました。問題43は易しい問題でした。問題41は2点、問題42は4点、問題43は8点、合計14点は得点したい問題です。

問題41は、地方議会議員の出席停止についての最新判例からの出題です。ただし、法律上の争訟に関する最高裁判所判例の補足意見についての問題でしたので、読んでいる方は少なかったのではないのでしょうか。空欄アの正答率はよかったです。その他の正答率は低いのですが、空欄ウは憲法上の原則を例外的に崩す場合には、やはり憲法上の根拠がなければならないという論理で考えて、埋めたいところです。これに対して、空欄イの「外在的」や、空欄エの「自律性」は、他の選択肢と迷うところがあると思います。問題42は、情報公開法と行政手続法に関する問題でした。単純な条文問題といえますので、知識があれば埋めることは容易ですが、準備していなければ、空欄アの「行政文書」を「公文書」と迷ってしまうというようなこともあると思われます。行政手続法に絡む肢イ・ウの正答率は高かったです。この2つは確実に正解したいところです。問題43は、国家賠償と損失補償に絡む「国家補償の谷間」の問題です。昨年択一で、このようなテーマが問われているので、やはり過去問の重要性を感じます。あとは空欄ウのように、基礎法学の知識を使うような空欄もあり、横断的な学習の必要性を感じさせる問題でもありました。内容的には難しい空欄はなく、全空欄を埋めたい問題でした。

4. 法令・記述式 易しい

記述問題は3問ともに内容的には易しい問題だったといえます。問題44で14点、問題45は10点、問題46は10点、合格者レベルで、少なくとも34点程度は得点可能の問題だったといえます。ただし、問題45・問題46は解答の書き方が難しく、採点によっては得点の読みが難しい問題だともいえます。

まず、行政法の問題44です。行政事件訴訟法から、義務付け訴訟についての問題でした。事例は単純で、一言でいえば「B市長に是正命令を出してほしい。」ときに、「誰を相手に、どのような要件で、どのような訴訟を起こすか。」という問題です。解答として「B市を被告」「重大な損害を生ずるおそれ」「義務付け訴訟を起こす。」ことがキーワードとなります。問われている知識は基本ですし、書く形式も問いの形を踏まえて書けばよく、高得点を狙える問題だったといえます。義務付け訴訟は記述式では平成20年、平成30年に出题され、今回で3度目ですし、義務付け訴訟の訴訟要件「重大な損害を生ずるおそれ」に関する37条の2第1項については、令和2年、令和3年と連続して択一で条文そのものが出题されているところです。平成25年に出题があり、頻出です。14点～20点も不可能ではありません。

次に、民法の問題45は、総則から無権代理人の地位を本人が相続した場合に関する問題です。平成28年の肢4年の択一で出题されている知識です。無権代理人のした行為を本人の資格において追認を拒絶することはできますが、無権代理人の責任は免れないことになります。無権代理人の責任は免れないか

ら、履行の拒絶はできない、とも考えられますが、本問では、「売主としての履行を請求」してきたという問題です。したがって、無権代理人の行為が有効となり、本人が売主になるわけではないので、ここは、本人として履行を拒絶できる、ということまでが解答なのではないかと思われます。理由は、履行を拒絶しても信義には反しないから、となるでしょう。10点は得点したいところです。

民法の問題46は、債権者代位権の行使を問う問題です。こちら事例はシンプルですし、択一で平成17年肢4でも出題されているところです。「塀の撤去、土地の明渡しの請求」については「妨害排除請求」と書いてもよいですし、「債権者代位権に基づき」については、「代位して請求する」と書いてもよいでしょう。書き方はいろいろあると思いますが、「Bの土地所有権に基づく請求を」代位行使することがポイントですから、「賃借権に基づく妨害排除請求」とした場合には、得点はないと思われます。10～12点は得点したいところです。

5. 一般知識 易しい

一般知識科目は、典型テーマではない時事的な問題も多かったですし、難しい肢も多くありましたが、正解肢が簡単な問題も多く、また、文章理解は例年通り易しく、基準点をクリアすることは難しくないと考えられます。少なくとも、政治経済社会で5問。情報系で2問、文章理解で3問、合計10問は正解したい問題でした。

《政治・経済・社会》 問題47～54 やや難

問題47	政治（ロシア・旧ソ連の外交・軍事）	72%標準
問題48	政治（新型コロナウイルスと政治）	42%やや難
問題49	政治（軍備縮小）	59%やや難
問題50	社会（郵便局）	57%やや難
問題51	経済（国内総生産・GDP）	65%標準
問題52	経済（日本の森林・林業）	8%難
問題53	社会（アメリカ合衆国における平等と差別）	87%易
問題54	社会（地球環境問題解説のための国際協力体制）	89%易

問題47～49。政治分野。問題47・49の2問は正解したい問題です。問題49も比較的正答率は高く、できれば正解したいところです。問題47。ロシア・旧ソ連の外交・軍事に関する問題です。ロシア外交はいまホットなところではありますが、時事問題というわけではなく歴史の問題でした。肢4のように明らかな誤りの肢もありますが、他の肢は数字も多く、やや難しさはあったといえます。とはいえ正答率からすれば正解したい問題です。問題48。ヨーロッパの国際組織に関する問題です。やや細かいことを

問う問題ですが、肢1のE E Cの成り立ちについては基本的ともいえるので、何とか得点したい問題です。問題49。軍縮に関する問題です。肢ア・イ・オは難問の部類に属しますが、正解となる肢ウ・エは非常に簡単でした。難しい肢に惑わされず、確実に正誤判断できるもののみで解答を出すという本試験の解答テクニックの鉄則で正解すべき問題でした。

問題50、53～54。社会分野。問題53・54の2問は正解したい問題でした。問題51。郵便局に関する問題です。肢ア・肢ウ・肢オのように日常生活において、触れ合う機会があれば、解答できると思われます。問題53。アメリカ合衆国における平等と差別。肢2は完全に常識レベルですので確実に正解すべき問題でした。問題54。地球環境に関する問題です。過去問でも問われている、ごく基本的な条約の知識で正解にたどり着けるもので、このような問題こそ確実に正解したい問題です。

問題51～52。経済分野。問題51の1問は確実に正解したい問題です。問題51。G D Pの典型問題で易しいです。問題52は一般知識のレベルを超えており超難問です。得点できなくても問題ありません。

《情報通信・個人情報保護》 問題55～57 標準

問題55	情報通信（人工知能A I）	87%易
問題56	情報通信（情報通信用語）	86%易
問題57	個人情報保護（個人情報保護制度）	55%やや難

問題55～57。情報通信・個人情報保護分野。情報通信の問題55・56は簡単でしたが、個人情報保護の問題がやや難しい問題でした。2問は正解したいところです。

問題55。A Iに関する問題。空欄Ⅰ・Ⅱは、常識的な観点から穴埋めできる問題です。空欄Ⅲ・Ⅳですが、知識がなくても、文章の意味からある程度入る言葉を推測でき、正答率も高くなりました。正解すべき問題です。問題56。情報通信用語に関する問題です。正解となる肢ア・イは基本的な用語ですので、この2肢のみで正解できます。問題57。個人情報保護法からの出題は1問でした。肢5は知っておきたいところです。

《文章理解》 問題58～60 易しい

問題58	文章理解（並べ替え）	94%易
問題59	文章理解（脱文挿入）	86%易
問題60	文章理解（空欄補充）	99%易

文章理解は例年通り、簡単な問題でした。3問全問正解したい問題です。並べ替え、脱文挿入、空欄補充、という形式的にも容易、文章内容も平易で、短時間で正解できる問題といえるでしょう。

以上となります。

【令和5年度本試験の予測】

合格率を10%～12%にすることを前提に

	例年	令4年	令5年予測	例年より
基礎法学	やや難（1問）	やや難（1問）	やや難（1問）	例年通り
憲法	やや難（3問）	標準（3問）	やや難（3問）	例年通り
行政法	標準（15問）	易しい（15問）	標準（15問）	例年通り
民法	やや難（4問）	難（4問）	やや難（4問）	例年通り
商法	標準（2問）	難（0問）	やや難（2問）	やや易化
択一全体	25問100点	23問92点	25問100点	例年通り
多肢選択	易しい（9空欄）	やや難（7空欄）	標準（8空欄）	例年通り
記述	標準（～40点）	易しい（34点）	標準（～40点）	やや難化
法令全体	標準150点	標準140点	標準150点	例年通り
一般知識	易しい（8問）	易しい（10問）	易しい（8問）	例年通り
全体	180点	180点	180点	180点



全体としては、例年通り

《令和5年度本試験のキーポイント》

- ・オーソドックスな条文判例問題
- ・改正民法を確実に押さえておく。
- ・難易度がはっきりしているので、基本的な問題を確実に得点することが大切。難しいところまで手を広げない。

「基本的知識暗記型」

科目自体で取捨選択するより、科目の中でも「やるべきところ」「やらないところ」を細かく選別・取捨選択して、基本的な知識の学習と問題演習を繰り返すことで、得点効率の良い方法を実践する。

2. 令和5年度・本試験予測と試験対策法

⇒ インプット時間は極限まで絞り込む

基本知識の獲得が最優先事項です。そして、合格するために必要なのは、問題演習です。とにかく問題演習を繰り返すことで、条文知識・判例知識の精度を上げていきます。インプットに割く時間を極力減らす必要があります。比率としては、インプット1～2に対して、アウトプット8～9の割合です。

鉄則）基本に忠実に。知識がないのではなく正確性が不十分。 **⇒基本条文・基本判例の精度を上げる。**

① 時間の管理

- ・ 1週間で勉強に割くことができる時間は、週_____時間。

11月20日（日）～	残り51週
12月4日（日）～	残り49週
1月1日（日）～	残り45週
2月5日（日）～	残り40週
3月5日（日）～	残り36週
4月2日（日）～	残り32週
5月7日（日）～	残り27週
6月4日（日）～	残り23週
7月2日（日）～	残り19週
8月6日（日）～	残り14週
9月3日（日）～	残り10週
10月1日（日）～	残り 6週
11月12日（日）	行政書士本試験

② 多く出題される部分に多くの時間を割くのが効率的です。

【法令科目】（81.3% 244／300） 残り時間×約0.82＝法令の残り時間

- ① 基礎法（ 2. 6 % 8点） 残り時間× 2.6%＝基礎法学の残り時間
- ② 憲 法（ 9. 3 % 28点） 残り時間× 9.3%＝ 憲 法の残り時間
- ③ 行政法（37. 3 % 112点） 残り時間×37.3%＝ 行政法の残り時間
- ④ 民 法（25. 3 % 76点） 残り時間×25.3%＝ 民 法の残り時間
- ⑤ 商 法（ 6. 6 % 20点） 残り時間× 6.6%＝ 商 法の残り時間

【一般知識等】（18.6% 56点） 残り時間×約0.18＝一般知識の残り時間

- ① 政経社（ 9. 3 % 28点） 残り時間× 9.3%＝ 政経社の残り時間
- ② 情報等（ 5. 3 % 16点） 残り時間× 5.3%＝ 情報等の残り時間
- ③ 文 章（ 4. 0 % 12点） 残り時間× 4.0%＝文章理解の残り時間

③ 基本条文・基本判例の重要性

条文・判例からの出題がほとんどを占めます。したがって、学習は条文・判例の徹底理解と記憶暗記です。そのためには、条文を日頃から条文をこまめに読むことが必要です。また、判例も、有名な判例は、原文を読むことが有用です。

④ 学習分野の取捨選択の重要性

短期合格のためには、科目ごとの取捨選択（例えば、商法全部を切ってしまう）ということよりも、科目の中でも、すべきところ、とりあえず置いておくところを細かくすみわけ（例えば、会社法でも設立・株式・機関の基本は押さえるというように）していくことが大切です。

⑤ 問題演習の重要性

合格できなかった人に足りないものは問題演習です。徹底的に問題演習を繰り返すこと。これが大切です。

⑥ 過去問の重要性

問題演習、アウトプットで基本となるのが過去問です。これが、行政書士試験における、基本知識となります。まずは、徹底的な過去問マスターです。

⑦（受験経験者）前年のアドバンテージをフルに生かす！

初学者との違いは、既に完成しているところがあるということです。

その部分は時間を割く必要がありません。インプットを改めてする必要はありません。いきなり問題演習に突入できるということです。

3. 本試験得点から考えるTACの講座選択

例年ですと、300点満点中、全体で5割程度・140～150点以上得点できているかどうか、受験経験者クラスか、基礎クラスかの選択の目安となります。

ただし、今年は、記述式問題が比較的簡単だったので、記述式を除きます。一般知識は水モノですから、あまり参考になりません。そこで、コース選択の場合には、記述式と一般知識を除いて、下記、法令択一（160点満点中80点以上）と法令多肢（24点満点12点以上）の合計点で5割程度（90点ぐらい）を超えているかどうかを一つの基準として、ご検討いただければと存じます。

【法令択一＋法令多肢 マークシート問題による目安】

法令択一40問 （160点） 法令多肢12空欄 （24点） 合計184点満点	
20問以上＋6空欄以上 ＝およそ92点以上	答練本科生 上級講義付き 答練本科生 A
19問以下＋5空欄以下 ＝およそ100点未満	プレミアム本科生

※なお、法令記述式（本試験の問題番号44、45、46）だけでいえば、簡単だったこともありますので、一概に、「記述式で得点できているから受験経験者」、「記述式で得点できていないから基礎クラス」ということにはなりません。一つの目安としての合格ラインは6割30点～36点ぐらいになります。記述だけで言えば、3問合計で36点以上なら受験経験者クラス、それ未満なら基礎クラスがお勧め。

【参考・法令記述問題による目安】

法令記述 3問（60点）	
各問題 10点以上 ＝3問の合計30点以上	答練本科生 上級講義付き 答練本科生 A
各問題 10点未満 ＝3問合計30点未満	プレミアム本科生

以上